

ないえ会 会報 No.22

2018年1月30日

- 「障がい者の虐待防止」を受講して：成田 夏実
- ないえ福祉会 Q & A：事務局



介護班作成の牛乳パックツール（木菟で販売中）

「障がい者の虐待防止」を受講して

障がい者支援施設ないえ 生活支援員 成田 夏実

平成 29 年 12 月 8 日「障がい者の虐待防止」をテーマに地域交流ホームで事業所内研修が開催されました。北海道知的障がい福祉協会の権利擁護委員であり、岩見沢の就労継続支援 B 型事業所ワークつかさの白戸浩雅事業所長を講師にお招きした今回の研修には、72 名の役職員が集まりました。

研修の資料として、障がい者への虐待の記事がたくさん取り上げられていました。中でもショックだった記事は、2012 年 10 月から 2016 年 12 月までに、道内の福祉施設職員による虐待が 58 件起きているというものでした。最も多い虐待が「身体的虐待」であり、全体の 6 割を超えているそうです。利用者の頭部をプラスチックハンマーでたたき、スプーンですくった味噌汁を利用者の顔にかける等、施設で働く自分には信じられないような事案が載っていました。

障がい者虐待は大きく 5 つに分けられるそうです。1 つ目は「身体的虐待」。暴行を加えたり、正当な理由なく拘束したりすることをいいます。2 つ目は「放棄・放置（ネグレクト）」。衰弱させるような著しい減食や、長時間の放置等をさします。3 つ目は「心理的虐待」。暴言、拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える行為をいいます。4 つ目は「性的虐待」。わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせることです。5 つ目は「経済的虐待」。不当に財産上の利益を得ることをいいます。

では、なぜ虐待は起きるのでしょうか。その 1 つの理由として「間違った成功体験」が挙げられていました。例えば、利用者がまったく動こうとしないのでお尻を叩いてみたら動き始めた。動かない時にはお尻を叩けば動くという間違った支援が、成功体験として認識され、気付かないうちに虐待につながってしまう。他にも職員の人手不足や、個性（障がい）に適した支援方法がわからないなど障害理解の欠如等、理由は様々でした。

事業所や施設で虐待が起きたら、発見した人や相談を受けた人は、市町村の障害者虐待防止センターに通報する義務があります。

日々の小さな虐待を放置すると、虐待行為がエスカレートし、ある日取り返しのつかない事件になり得るそうです。「私は虐待をしない」と思い込まず、職場でのセルフチェック・職員同士で相談・注意しあいながら支援していくことが重要だと感じました。

ないえ福祉会でも虐待防止委員会を設置し、事業所内研修を定期的に行って知識を深め、職員のストレス

チェックも行っています。職員の孤立・ストレスの軽減も虐待防止につながるそうです。

研修後半では、ある事例を取り上げ、虐待、あるいは虐待につながると思われるキーワードをピックアップするというグループワークを行いました。



グループワークで指導する白戸事業所長（写真中央）

事例の場面の中で私がハッとしたのが、職員の判断で食べるものの順番を決める（デザートは最後等）、食事時間を切り上げるというところでした。とても身近に起こり得る虐待だと感じました。「忙しい」を理由に利用者のペースや自由を奪ってはいけません。利用者は、職員の言葉・動きをよく見えています。利用者とは会話するときの表情や声掛けの仕方はどうか見つめなおす必要があると思いました。ほかの業務をしながら会話したり、利用者の気持ちを確認せず「この人は〇〇が好き」と決めつけたりしてはいないか、自分の支援を見直していきたいと思います。

今回の研修を受講し、最も大切なのは「一人ひとりが利用者の幸せを考える」ことだと感じました。利用者が笑顔で暮らせるような環境づくりに努め、自分を客観的に見つめなおせば、自ずと虐待もなくなる。利用者とは接する時の態度・言葉に注意しながらこれからも支援をしていきたいと思っています。

ないえ福祉会Q & A (7) サポートセンターポストについて

Q1 ～サポートセンターポストはどこにありますか？

A1 ～奈井江町の国道 12 号線沿い (奈井江町茶志内 89-8 電話 0125-65-5175) にあります



サポートセンターポストの建物

Q2 ～ぼすとはどのような仕事をしていますか？

A2 ～地域で生活をしている障がい者の方の生活の全般を支援 (サービス) しています。地域で生活をしている方とは、自宅で生活している方、自立生活 (単身世帯) をしている方、GHに入居しているかたです。

Q3 ～具体的なサービスはどのようなものですか？

A3 ～：訪問し、家事を手伝う「家事援助」
：訪問し、身体的な介助を行う「身体介護」
：病院への付添をする「通院介助」
：外出の付添をする「移動支援」
：目の不自由な方の外出の付添をする「同行援護」
：自閉症等で、外出するのに特別な配慮が必要な方の付添をする「行動援護」
：事業所の公用車を利用して移動する「福祉有償運送」などのサービスがあります。



福祉有償運送で使用する車両

Q4 ～これらサービスを利用したいときはどうすればよいのですか？

A4 ～まず、利用したい必要なサービスの支給決定を市町村に申請してください。支給決定が下りたら、事業所と契約すればサービスが利用できるようになります。

Q5 ～ポストの利用にかかる料金がありますか？

A5 ～サービス費用と、オプションサービス費用等があります。

- サービス費用に関して：国で決められたサービス費の 1 割負担ですが、所得に応じた上限額が決められています。(負担額については受給者証に記載)
*現在成人の方・母子家庭・生活保護世帯等の方は上限額 0 円なので実際にはサービス費はかかりません。児童のかたについては、保護者の所得に応じて上限額が決められています。(負担額については受給者証に記載されています)
- オプションサービスについて：先に述べている、「福祉有償運送」費になります。(往復の距離により変動します)
- その他の費用：施設利用料 (映画館等)・公共交通料金 (電車・バス等)・食事代。についてはヘルパー分も含め実費となります。



移動支援を利用して大阪に行ってきました！！

Q6 ～職員は、何人くらいいますか？

A6 ～職員 3 名、登録ヘルパー 4 名です。

Q7 ～どういう地域の利用者がいるのですか？

A7 ～基本的には、奈井江町・美唄市・砂川市・滝川市・岩見沢市・新十津川町が実施地域となっていますが、それ以外の地域の方も利用されています。帯広在住の方が芦別へ来られた時にヘルパー派遣したこともあります。

Q8 ～どこまでのサービスを行っていますか？

A8 ～地域・時間・内容等都合がつく限り対応しています。

編集後記

利用者の高齢化も進んでいますが、親 (保護者) の高齢化はもっと進んでいます。親 (保護者) と事業所は知的な障がいをもった人を支える車の両輪であるという視点で、これからの家族会の在り方を会員でゆっくり話し合う必要がある時期と思います。会員の皆様からのご意見などお待ちしております。